



発行 新潟県

**第 44 号**

平成24年6月8日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 771 保安林の指定解除予定（治山課）
- 772 保安林の指定解除予定（治山課）
- 773 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 774 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 775 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 776 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公 告

特定調達契約の落札者等（情報政策課）

告 示

◎新潟県告示第771号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成24年6月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県長岡市山古志種苧原字城山645の6（国有林。次の図に示す部分に限る。）、645の4（次の図に示す部分に限る。）、字小畑沢3423の4（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第772号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成24年6月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県長岡市山古志種苧原字城山266の2・645の5・645の6（次の図に示す部分に限る。）・645の7（次の図に示す部分に限る。）・645の8・字小畑沢3423の4（次の図に示す部分に限る。）・3423の5（以上7筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第773号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、燕市の熊森土地改良区の定款の変更を平成24年5月29日認可した。

平成24年6月8日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第774号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、三条市の三条土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成24年6月8日

新潟県三条地域振興局長

1 退任

理事 三条市三柳5番22号 小林 泰衛

退任年月日 平成24年5月24日

◎新潟県告示第775号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年6月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
湯川-001地区	南蒲原郡田上町大字湯川	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
荒谷地区	長岡市川口荒谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒谷北地区	長岡市川口荒谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒谷(1)地区	長岡市川口荒谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒谷(2)地区	長岡市川口荒谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒谷(3)地区	長岡市川口荒谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野辺川2地区	長岡市川口荒谷	次の図のとおり	土石流
野辺川3地区	長岡市川口荒谷	次の図のとおり	土石流
野辺川4地区	長岡市川口荒谷	次の図のとおり	土石流

野辺川支溪(1)地区	長岡市川口荒谷	次の図のとおり	土石流
野辺川支溪(2)地区	長岡市川口荒谷	次の図のとおり	土石流
野辺川1地区	長岡市川口荒谷	次の図のとおり	土石流
荒谷地区	長岡市川口荒谷	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

### 3 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
顕聖寺(2)地区	上越市浦川原区顕聖寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
顕聖寺西地区	上越市浦川原区顕聖寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
顕聖寺東地区	上越市浦川原区顕聖寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
顕聖寺地区	上越市浦川原区顕聖寺	次の図のとおり	土石流
第二大山沢地区	上越市浦川原区顕聖寺	次の図のとおり	土石流
釜淵(1)地区	上越市浦川原区釜淵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
釜淵(2)地区	上越市浦川原区釜淵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
釜淵地区	上越市浦川原区釜淵	次の図のとおり	土石流
有島地区	上越市浦川原区有島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
有島沢地区	上越市浦川原区有島	次の図のとおり	土石流
宮ノ外地区	上越市浦川原区有島	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第776号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年6月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

#### 1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
湯川-001地区	南蒲原郡田上町大字湯川	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
荒谷地区	長岡市川口荒谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒谷北地区	長岡市川口荒谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒谷(1)地区	長岡市川口荒谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒谷(2)地区	長岡市川口荒谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒谷(3)地区	長岡市川口荒谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野辺川2地区	長岡市川口荒谷	次の図のとおり	土石流
野辺川1地区	長岡市川口荒谷	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

## 3 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
顕聖寺(2)地区	上越市浦川原区顕聖寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
顕聖寺西地区	上越市浦川原区顕聖寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
顕聖寺東地区	上越市浦川原区顕聖寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
釜淵(1)地区	上越市浦川原区釜淵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
釜淵(2)地区	上越市浦川原区釜淵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
有島地区	上越市浦川原区有島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
有島沢地区	上越市浦川原区有島	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて

縦覧に供する。)

## 公 告

### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について契約者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年6月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 調達件名及び数量

住民基本台帳法に基づいて整備・運用される住民基本台帳ネットワークシステムにおける、新潟県に係る都道府県ネットワークの監視及び保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

総務管理部情報政策課 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

購入等

4 契約方法

随意契約

5 契約日

平成24年4月1日

6 契約者の氏名及び住所

財団法人地方自治情報センター 東京都千代田区一番町25番地

7 契約価格

31,660,448円

8 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号による。